

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済安全保障の更なる推進に向けた法改正 －経済安全保障推進法及びJ B I C法の一部改正案－
著者 / 所属	柿沼 重志・泉水 健宏 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	483号
刊行日	2026-4-30
頁	3-17
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260430.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260430.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 経済安全保障の更なる推進に向けた法改正

## — 経済安全保障推進法及びJBIC法の一部改正案 —

柿沼 重志

泉水 健宏

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 法案の全体像
3. 法案の概要
  - (1) 重要な物資の安定的な供給の確保
  - (2) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
  - (3) 先端的な重要技術の開発支援
  - (4) 重要な海外事業の促進
  - (5) 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会
  - (6) 主な罰則
  - (7) 施行期日
4. 法案に係る主な論点
5. おわりに

### 1. はじめに

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律」(令和4年法律第43号。以下「推進法」という。)は、令和4年5月18日に公布された。

推進法では、①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度の4つの柱が規定されている<sup>1</sup>。また、同法附則第4条では、施行後3年を目途とした見直しが規定されている。

<sup>1</sup> 4つの柱は段階的に施行されており、①及び③は令和4年8月に施行された。次いで、②は令和5年11月に施行された。そして、④は令和6年5月に施行された。

推進法に関しては、第213回国会（令和6年常会）で、基幹インフラの事業分野に一般港湾運送事業を追加する改正法が成立し、同改正法は令和7年4月1日に施行された。

その後、施行後3年を目途とした見直し規定を踏まえ、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では「我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する観点から、同法の見直しについて早急に検討する」とされた。

そして、令和7年11月7日、政府は経済安全保障推進会議（議長：内閣総理大臣）を開催し、大胆な危機管理投資<sup>2</sup>によって力強い経済成長を目指すとともに、経済安全保障の確保を確実なものにしていくという方針を示した。その上で、高市早苗内閣総理大臣から、小野田紀美経済安全保障担当大臣に対し、有識者の意見も踏まえながら、推進法の改正に向けて早急に検討を開始するよう指示があった。

同指示を受け、経済安全保障法制に関する有識者会議（座長：青木節子千葉工業大学審議役・特別教授、以下「有識者会議」という。）は、令和7年11月から、推進法の改正に向けて、検討を行ってきた。有識者会議は令和8年1月30日に「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」（以下「提言」という。）を取りまとめ、公表した。提言では、（ア）サプライチェーンの強靱化、（イ）基幹インフラ役務の安定提供、（ウ）海外事業の展開支援、（エ）特定重要技術<sup>3</sup>の研究開発等、（オ）総合的な経済安全保障シンクタンク、（カ）官民協議会<sup>4</sup>、（キ）データセキュリティについて、法改正に向けた基本的な考え方や措置の方向性等が示された。（ウ）の海外事業の展開支援について、提言では「海外事業のファイナンスに関する知見・実績を有する株式会社国際協力銀行（JBIC）を活用した支援体制を構築すべきである。その際、財務規律を確保した上で、JBICの従来業務の原則である償還確実性・収支相償の両原則との関係を整理しつつ、支援すべき海外事業の特性も踏まえて、劣後出資<sup>5</sup>等の一層強力なリスクテイクを可能とするような枠組みを別途検討すべきである」とされた。なお、「株式会社国際協力銀行法」（平成23年法律第39号）第13条第1項第1号では償還確実性の原則が、また同法同条第2項では収支相償の原則が、それぞれ規定されている。

同提言を踏まえ、政府は検討を進め、令和8年3月19日に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（以下「推進法及びJBIC法改正案」という。）」（閣法第30号）が閣議決定され、同日、第221回国会（令和8年特別会）に提出された。なお、提言で示された課題のうち、（キ）のデータセキュリティについては法案に盛り込まれず、次なる課題とされた<sup>6</sup>。

---

<sup>2</sup> 高市内閣総理大臣は、令和7年12月17日の記者会見で、「危機管理投資」とは、経済安全保障、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障、健康医療安全保障、国土強靱化対策、サイバーセキュリティなどの様々なリスクや社会課題に対し、官民が手を携え、先手を打って行う戦略的な投資であると述べている。

<sup>3</sup> 推進法では、将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものなどを「特定重要技術」と定義している。

<sup>4</sup> 官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う官民協議会を創設。

<sup>5</sup> 劣後出資とは、通常の出資よりも後に利益の分配を受け、損失を先に負担する出資形態のことである。

<sup>6</sup> この点について、自民党の小林鷹之政調会長は「データセンターの場所や管理者を国として把握できていない」と指摘し、政府に対応を働きかける方針を示したとされる（『日本経済新聞』（令8.3.20））。

## 2. 法案の全体像

政府は、本法案提出の理由として、「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることに鑑み、外部からの脅威に対して国家及び国民の安全を一層確保するため、海外において国際的な輸送網の強靱化に資する施設の整備等を行う事業に対する株式会社国際協力銀行からの貸付け等の支援に関する制度の創設、特定重要物資等の供給に不可欠な役務に関する規定の整備、特定社会基盤事業として定めることができる事業への医療分野の追加、官民の連携による協議会及び安全保障に関する経済施策に係る調査研究の推進に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある」としている。その全体像は以下のとおり（図表1）。

図表1 推進法及びJBIC法改正案の全体像

<p><b>1. 重要な物資の安定的な供給の確保</b></p> <p>重要な物資の安定供給確保を図るため、外部依存性や供給途絶蓋然性等の要件を満たす物資を「特定重要物資」として指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援。</p> <p>①重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援</p> <p><b>重要な物資について、その供給に不可欠な役務</b>に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合、特定重要物資として指定・支援する仕組みを整備。</p> <p>②安定供給確保に向けた努力義務・協力要請</p> <p>安定供給確保に向けた<b>相互連携・協力の努力義務、支障が生ずるおそれがある場合の協力要請</b>等を規定。</p>
<p><b>2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保</b></p> <p>重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査する制度。</p> <p>①医療分野の追加</p> <p>基幹インフラ制度の対象事業に、<b>医療分野（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務及び一定の病院が行う医業等）</b>を追加。</p> <p>②制度の運用改善</p> <p>事業者指定直後から届出可能とする等、<b>事業者等からの意見を踏まえた運用改善</b>を措置。</p>
<p><b>3. 先端的な重要技術の開発支援</b></p> <p>研究開発等の伴走支援を行う<b>指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大</b>。</p>
<p><b>4. 重要な海外事業の促進（新設）</b></p> <p><b>経済安全保障上重要な海外事業を支援</b>するための<b>新たな制度を創設</b>することとし、国際協力銀行法の<b>目的規定に経済安全保障に係る新項を追加</b>するとともに、国際協力銀行に<b>新勘定</b>を設け、同勘定から<b>劣後出資</b>等を供与することで<b>民間資金の動員</b>を図る仕組み等を創設。</p>
<p><b>5. 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設）</b></p> <p>①総合的な経済安全保障シンクタンク</p> <p>内閣官房を司令塔とし、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結して<b>総合的な調査研究・政策提言を行う業務</b>を独立行政法人経済産業研究所に追加。</p> <p>②官民協議会</p> <p>官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う<b>官民協議会</b>を創設。</p>

（出所）内閣府ウェブサイト

### 3. 法案の概要

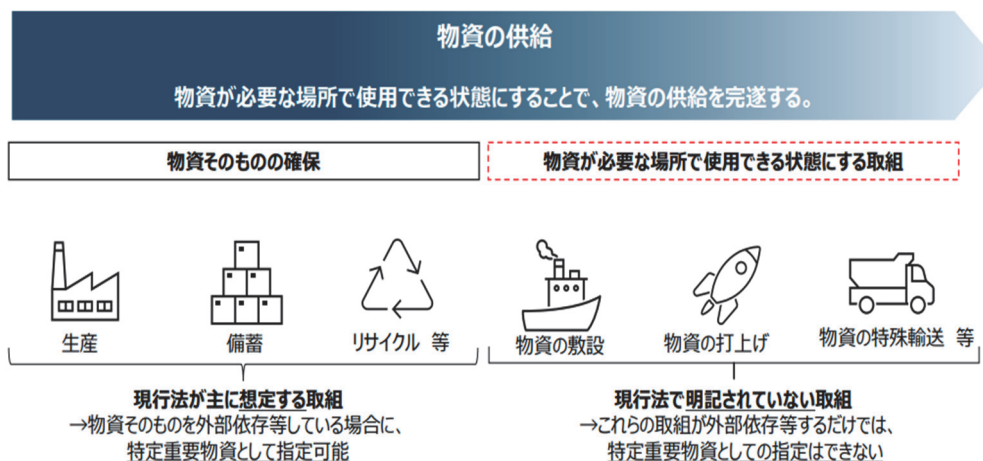
#### (1) 重要な物資の安定的な供給の確保

##### ア 重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援

重要物資の安定的な供給の確保に関する制度は推進法の第2章に規定されており、特定重要物資の指定<sup>7</sup>、民間事業者の計画の認定・支援<sup>8</sup>等が措置されている。

提言では、「重要な物資そのものが確保されていたとしても、それを必要な場所で使用するために不可欠な役務を外部に依存した場合、当該物資を適切な形で利用できないため、結果的に国家及び国民の安全を損なうこととなり、現にそのような事態が生ずるおそれが顕在化している状況にある」とされた上で、「物資を必要な場所で使用するために不可欠な役務が、当該物資のサプライチェーンの一端を担っていることを踏まえると、サプライチェーン強靱化のためには、重要な物資そのものを確保するだけでなく、当該物資の供給に不可欠な役務も十分に確保される必要がある」とされた。なお、有識者会議で示された「物資の供給」についての考え方は以下のとおり（図表2）。

図表2 「物資の供給」についての考え方



(出所) 経済安全保障法制に関する有識者会議（令7.12.16）資料1

また、新たに支援すべき対象について、提言では、「特定の物資の供給に不可欠であり、かつ、専ら当該物資のために用いられる役務に関する取組を支援対象とすべきである。このような取組としては、例えば、光海底ケーブルの敷設<sup>9</sup>・保守<sup>10</sup>に係る取組や人工衛

<sup>7</sup> 令和4年12月に11物資（①抗菌性物質製剤、②肥料、③永久磁石、④工作機械・産業用ロボット、⑤航空機の部品、⑥半導体、⑦蓄電池、⑧クラウドプログラム、⑨可燃性天然ガス、⑩重要鉱物、⑪船舶の部品）、令和6年2月に先端電子部品、令和7年12月に、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品が特定重要物資として政令で指定されている（計16物資）。

<sup>8</sup> 支援のための財源として、令和4年度第2次補正予算から令和7年度補正予算までで、総額2兆5,518億円が措置され（基金及び国庫債務負担行為を活用）、令和8年2月17日現在で、143件の供給確保計画の認定が行われている。

<sup>9</sup> 海底ケーブル市場で世界シェア2割超を握るNEC（日本電気株式会社）は敷設も手がけるが、自前の船を持たないため、海外の船会社からチャーターしている。また、現在、世界で敷設船は約60隻で、うち日本の船は5隻。船の平均年齢も約25年と老朽化が進んでいるとされる（『朝日新聞』（令8.2.11））。

<sup>10</sup> 有識者会議では、「今回は敷設がフォーカスされているが、実際には、現在バルト海や台湾周辺で起きてい

星の打上げに係る取組等が想定される<sup>11)</sup>とされた。

これを踏まえ、以下のような改正案が規定されている。

重要な物資又はその原材料等の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資等の供給のために用いられるものについて、外部に過度に依存し、又は依存するおそれのある場合に、当該物資を特定重要物資として指定できることとする（推進法改正案第7条（推進法及びJ B I C法改正案による改正後の推進法第7条を指す。以下、同様））。

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度における主務大臣に、特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業を所管する大臣を追加する（推進法改正案第86条第1項）。

#### イ 特定重要物資等の安定供給確保のための関係者の協力等に関する規定の整備

推進法第45条では、民間ベースでの安定供給確保が困難な状況が解消されるまでの間、政府が施設（工場、設備等）を取得・保有し、物資の生産や施設の管理を、国の事業として民間事業者に委託するスキーム（G O C O<sup>12)</sup>：Government-Owned, Contractor-Operated）が可能とされている。

提言では、「サプライチェーン強靱化制度は、民間事業者による特定重要物資の安定供給確保のための取組を支援する制度であるが、民間事業者に取組を任せて国が受け身となることがあってはならない」との考えが示された。これを踏まえ、以下のような改正案が規定されている。

政府は、適時に、安定供給確保基本指針<sup>13)</sup>に基づく施策の実施の状況について、評価を行い、必要があると認めるときは、安定供給確保基本指針を変更しなければならないものとする（推進法改正案第6条第6項、第7項）。

国、特定重要物資等の生産等の事業を行う事業者その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、国は、国以外の関係者による協力に係る取組が円滑に実施されるようにするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする（推進法改正案第8条の2）。

認定供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合において、主務大臣は、関係者に対して必要な協力を求めることができることとする等、特定重要物資等の安定供給確保のための関係者への協力の求めに関する規定を整備する（推進法改正案第9条の2、第11条の2）。

---

る事態を考えると、防護あるいは補修といった点も重要。船が切れたケーブルを修理することも必要であり、その点も可能であれば考慮いただきたい」との意見があった（有識者会議（第14回）（令8.1.16）議事要旨9頁）。

<sup>11)</sup> 有識者会議では、事務局（内閣官房及び内閣府）から「役務に関して、海底ケーブル敷設の他に、船舶の修理や、人工衛星の軌道投入のためのロケットの打上げも含み得ると考えている。他の物資に関しても、不断に行っている重要な物資のサプライチェーン・リスク点検において、物資の供給に必要な役務を含めて供給の観点から広めに検討することをしっかり行っていきたい」との考えが示された（有識者会議（推進法改正に関する検討会合（第1回）13頁（令7.11.27）））。

<sup>12)</sup> 「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」（令和5年法律第54号）においてもG O C Oのスキームが整備されている。

<sup>13)</sup> 「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定、令和7年2月14日一部変更）を指す。

## (2) 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

### ア 特定社会基盤事業の対象事業に医療分野の追加

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（以下「基幹インフラ制度」という。）は、基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、基幹インフラ事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定し、国が定めた重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受けることをその枠組みとしている。

提言では、「基幹インフラ制度は、令和4年に成立した推進法において規定された14分野（電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカード）で開始した。その後、令和5年7月の名古屋港におけるサイバー攻撃事案等を踏まえ、令和6年に一般港湾運送事業を追加する法改正を行い、対象分野が15に広がった。こうした中、医療分野の追加<sup>14</sup>についても、本有識者会議で検討を続けてきた」とし、「医療は、国民生活の基盤となる重要な社会インフラの一つであり、安定的な提供が求められる。医療については、今後、より質の高い医療の提供に向け、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が医療DXの推進の中心的役割を果たすことになる」との認識が示された上で、「医療DXの普及・浸透に伴い、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DXに関連する業務に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に影響するおそれがある。また、医療機関においても、更なる医療DXの推進によりデジタル化・ネットワーク化が一層進むことが見込まれることから、サイバー攻撃等を受けた場合の影響が現在よりも大きくなり、医療の安定的な提供に支障が生ずる可能性が高まる」として<sup>15</sup>、「基幹インフラ制度の対象事業に医療分野を追加し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DXに関連する業務及び病院が行う医業・歯科医業を対象にする必要がある」としている。これを踏まえ、以下の改正案が規定されている。

特定社会基盤事業として定めることができる事業に、①病院が行う医業及び歯科医業、②医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務（オンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス及び電子カルテ情報共有サービスに関する業務<sup>16</sup>）を追加する（推進法改正案第50条第1項第14号）。

<sup>14</sup> 令和6年の推進法一部改正案の法案審査に際して、高市経済安全保障担当大臣（当時）からは「令和5年の夏、私は基幹インフラに医療機関を追加できないか検討するように指示をした。これは内閣府単独で決められるものではなく、実務の方は厚生労働省が進めていくので、同省と協議を続けてきた。しかしながら、いろんな医療機関が連結していく、そういう状況までに少し時間があるとのことで、引き続きの検討事項となった」旨の答弁があった（第213回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号6頁（令6.4.25））。また、令和6年の推進法一部改正案の審査において、衆参の内閣委員会では、医療分野の基幹インフラへの追加について、医療DXの推進に関する取組を実施していく中で、引き続き検討することの附帯決議が付されている。

<sup>15</sup> 医療機関に対する主なサイバー事案としては、徳島県のつるぎ町立半田病院の事案（令和3年）、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センターの事案（令和4年）、神奈川県川崎市の日本医科大学武蔵小杉病院の事案（令和8年）などがあるとされる。

<sup>16</sup> オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードによるオンラインでの資格情報の確認が可能と

なお、特定社会基盤事業者となる病院については今後、指定基準（省令）により一定の病院に絞り込まれることになるが、提言では、「厚生労働大臣による承認の要件として高度な医療の提供能力を有すること等が求められ、地域における最後の砦としての機能を有する特定機能病院<sup>17</sup>を念頭に指定することが考えられる」としている。また、特定重要設備についても省令で規定されることになるが、提言では、「当該設備が停止した場合の社会的混乱の規模や、患者の生命に直結するか否か等の観点を踏まえ、電子カルテ、手術部門、集中治療部門に関連する設備から選定する方向で検討を行うべき」とされた。

### イ 制度運用の改善

提言では、「推進法第53条において、特定社会基盤事業者が新たに指定されてから6月間は届出義務を適用しないこととする経過措置が規定されている」が、「現行の規定では、6月間の経過措置期間中は事業者への届出義務規定そのものが適用されず、経過措置期間の満了直後に予定している特定重要設備の導入等についても当該期間中に届出を行うことができない。これにより、事業者は届出を短期間で行うこととなり、また事業所管省庁においても短期間で審査を行う必要がある等の支障が生じている。こうした手続上の負担や支障を解消するため、第53条の規定を改正し、指定後6月以降の特定重要設備の導入等については、事業者の指定直後から届出を行うことを可能とすべきである」とするなど、運用改善に関する種々の提言がなされている。これを踏まえ、以下の改正案が規定されている。

特定社会基盤事業者が新規に指定された際の経過措置規定の見直し（現行法では特定社会基盤事業者の指定から6月間は届出義務規定は適用されないが、指定直後から届出を可能とする）等、基幹インフラ制度の運用改善を図るための規定の整備を行う（推進法改正案第52条、第53条）。

### （3）先端的な重要技術の開発支援

提言では、「推進法においては、安全保障を含む関係省庁の公的ニーズを研究開発側に共有する協議会を組織することを可能としており、国家公務員と同等の守秘義務を課すことにより機微な情報の共有が可能となっている。また、特に推進法第63条第4項で規定する指定基金協議会の制度では、基金所管大臣に加えて内閣総理大臣も指定基金協議会の設置主体となることにより、経済安全保障政策を推進する内閣府政策統括官（経済安全保障担当）も協議会事務局を担い、研究開発に関して、ニーズを有する関係行政機関に対して指定基金協議会への参画を促すこと等を通じて、幅広い公的ニーズを踏まえた伴走支援を行っている」とし、現在は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）と国立研究開

---

なるとされる。また、電子処方箋管理サービスにより、電子的な処方箋の運用が可能となり、直近で処方・調剤された内容の閲覧や重複投薬等チェックの結果確認が可能になるとされる。さらに、電子カルテ情報共有サービスにより、医療機関等間で、紹介状や、傷病名・検査結果等の共有が可能になるとされる。

<sup>17</sup> 特定機能病院の概要は次のとおり。①高度な医療の提供能力等を有する病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもので、令和7年4月1日現在、88病院（うち大学附属病院が79病院）が承認を受けている。②救急医療・災害医療の拠点としての役割、バックアップ機能を担う。③その他の病院より人員配置基準が高く、多くの医療従事者を配置。④大学病院は、地域の常勤医・代診医の派遣、医育等を総合的に担う。

発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に設置された基金を指定基金として指定・活用し、経済安全保障重要技術育成プログラム（以下「K Program」という。）において34の指定基金協議会を設置し（令和7年12月31日時点）、関係行政機関等による伴走支援を行っているとしている。

なお、提言では、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に向けては、第7期科学技術・イノベーション基本計画期間（令和8年度～令和12年度）において、関係府省庁等の多様な主体が、自ら実施する研究開発等を経済安全保障の観点から捉え直して推進する「経済安全保障トランスフォーメーション」（以下「ES-X」という。）の取組等を通じ、展開していくことが重要である」とし、「特に、経済安全保障上の重要技術領域を踏まえつつ、ES-Xの取組等を促進することを通じて、特定重要技術の育成へ多様な主体の参画を促していくことが重要である」とされた。

現在、推進法で指定基金として指定できるのは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）で規定された公募型研究開発に係る業務を行う5つの研究開発独立行政法人（国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、JST、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）、NEDO）が設置し、かつ、特定重要技術の研究開発等を目的とする基金に限定され、指定基金協議会の開催もこれらの基金に係るものとされている。

この点に関し、推進法が成立した令和4年5月以降、科技イノベ活性化法以外の法律に基づき、新たに2つの研究開発独立行政法人（国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA））が、期間の定めのない形で公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるための基金を設置することが可能となっている。

このような現状認識の下、提言では、指定基金協議会の枠組みに上述の特徴があることを踏まえ、「指定基金として指定できる基金の対象範囲を拡大し、公募型研究開発に係る業務を行う法人がその特性に応じた特定重要技術の研究開発等を指定基金協議会を活用して行うことで、多様な研究実施主体がより経済安全保障に資する取組を行えるようにすべきである」とし、基本的な枠組みとして、「研究開発独立行政法人やその他の法人に設置された基金も指定基金として指定できることが望ましい」とし、「基金の一部で特定重要技術の研究開発等が実施される場合においても、当該部分について指定基金協議会の枠組みを活用できるようにすべきである」とされた。これを踏まえ、以下の改正案が規定されている。

指定基金として指定することができる基金が設置される法人の対象に研究開発独立行政法人のほか特別な法律により設立された法人を加えるとともに、指定することができる基金にその基金により行われる研究開発等に特定重要技術の研究開発等が含まれるものを追加する（推進法改正案第63条）。

#### （４）重要な海外事業の促進

提言では、「推進法の施行以降、経済安全保障の確保に当たっては、サプライチェーン強

鞏化措置として、特定重要物資等の生産基盤の強化、備蓄等の取組を支援し、外部依存の低減を図る措置を講じてきた。この結果、これまでの支援実績のほとんどが国内向けの措置となっている」とされた一方で、新たな取組の必要性について「国際情勢が激変し、諸外国も多様な手段で海外の重要な地域・分野における投資先の開拓を進める中、我が国の経済安全保障を確保するためには、国内において経済安全保障の確保に必要な取組を充実させるだけでは足りず、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体で経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっている。これを踏まえ、政府もまた主体性を持ってこうした事業を支援することが必要である」とされた。

制度の枠組みについて、提言では、「経済安全保障上重要な海外事業の展開を図る上では、民間事業者の自発性を尊重しつつ、効果的な取組を重点的に支援するため、民間事業者が海外事業の実実施計画を作成した上で、当該計画の有する経済安全保障上の重要性を関係省庁が連携して判断する枠組みとすべきである」とされた。また、「民間事業者の計画を認定し、支援措置を講ずるに当たっては、当該計画の実現性や収益性を評価するとともに、総事業額や収入、費用、事業リスク等を勘案し、効率的・効果的な支援が可能となる適切な支援額を算出する必要がある」とされた。

こうした点を踏まえ、提言では、海外事業のファイナンスに関する知見・実績を有するJ B I Cを活用した支援体制を構築すべきであるとされた。これらを踏まえ、以下のような改正案が規定されている。

#### ア 特定海外事業の定義、特定海外事業促進基本指針等

推進法の目的に関する規定に特定海外事業の促進に関する制度を追加する（推進法改正案第1条）。

政府は、基本方針<sup>18</sup>に基づき、特定海外事業（海外において事業者が行う次に掲げる事業をいう。）の促進に関する基本指針を定めるものとする（推進法改正案第85条の2第1項）。

- ① 港湾その他の国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が図られるもの
- ② 我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用を行う事業であって、当該特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの
- ③ 特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を利用して施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるもの

なお、上記の①～③に想定される具体的な海外事業としては、①は外航船の燃料補給

<sup>18</sup> 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和4年9月30日閣議決定）

拠点、②は衛星通信システムの地上整備、③はオープンRANシステム<sup>19</sup>の導入とされる。

特定海外事業促進基本指針においては、特定海外事業について、事業促進の基本的な方向に関する事項、国が実施する施策に関する事項、促進すべき取組の内容に関する事項、J B I Cが果たすべき役割に関する基本的な事項等を定めるものとする（推進法改正案第85条の2第2項）。

#### イ 特定海外事業計画の認定等

特定海外事業を実施しようとする者は、特定海外事業計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとする（推進法改正案第85条の3）。

認定特定海外事業者は、毎年度、認定特定海外事業計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならないものとする（推進法改正案第85条の6）。

主務大臣は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業を実施している間、必要に応じ、当該認定特定海外事業者に対し必要な情報の提供等の支援を行うものとする（推進法改正案第85条の7）。

特定海外事業の促進に関する制度における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする（推進法改正案第86条第3項）。

#### ウ J B I Cによる認定特定海外事業者への貸付け等

J B I Cは、認定特定海外事業者に対し、その申請に基づき、J B I C法の定めるところにより、認定特定海外事業に必要な資金の貸付け等を行うものとする（推進法改正案第85条の8）。

J B I C法の目的に認定特定海外事業の実施に必要な金融を行うことにより安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与することを追加する（J B I C法改正案第1条第2項）。

J B I Cが貸付け又は出資を行わなければ、J B I C以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われないと認められ、かつ、J B I Cが貸付け又は出資を行うことでJ B I C以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合（一般業務及び特別業務を除く）には、J B I Cは認定特定海外事業に係る貸付け又は出資を行うことができることとする（J B I C法改正案第13条第1項第3号）。つまり、償還確実性の原則の適用を受けないこととしている。

J B I Cが認定特定海外事業に係る貸付け又は出資を行う条件は、当該業務に係る勘定における損失額が当該勘定に属する資本金、準備金及びその劣後的政府貸付け<sup>20</sup>に係る借入金の額の合計額の範囲内となるように定めるものとする（J B I C法改正案第13条第3項）。つまり、収支相償の原則の適用を受けないこととしている。

主務大臣は、J B I Cが認定特定海外事業促進業務を行うに当たって従うべき指針を

<sup>19</sup> オープンRANシステムとは、無線基地局の仕様をオープンかつ標準化することにより、様々なベンダの機器やシステムとの相互接続を可能とする無線アクセスネットワーク（RAN）のことである。

<sup>20</sup> 元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された政府の資金のJ B I Cに対する貸付けであって、J B I Cの自己資本の充実に資するものを指し、政令で定められる。

定め、これを公表することとし、JBICは、当該指針に即して認定特定海外事業促進業務に関する基本指針を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする（JBIC法改正案第13条の4、第13条の5）。

JBICは、認定特定海外事業促進業務について、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとする（JBIC法改正案第26条の2）。

JBICの勘定には、一般業務勘定（JBICが通常行う一般業務に係る勘定）と特別業務<sup>21</sup>勘定があるが、それらに加えて、新勘定<sup>22</sup>を設ける（図表3）。その新勘定から、劣後出資等を供与することで民間資金の動員を図ることとする。

図表3 改正案による新勘定の創設を含めたJBICの勘定

	一般業務勘定	特別業務勘定	新勘定
収支相償の原則	適用される	適用される	適用されない
償還確実性の原則	適用される	適用されない	適用されない

（出所）各種資料より作成

## （5）総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会

### ア 総合的な経済安全保障シンクタンク

提言では、「国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、様々な課題に対し、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集して対応することが重要になっている」とされた上で、「適切な政策立案のためには、平時からの継続的な分析を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査研究を行う総合的な経済安全保障シンクタンク機能を、継続的な取組となるよう法的に位置付ける形で構築することが必要である」とされた。また、提言では、独立行政法人経済産業研究所（以下「RIETI」という。）内にシンクタンクを設置することが適切であるとされた。さらに、この推進法に根拠を置くシンクタンクは、重要技術戦略研究所<sup>23</sup>と緊密に連携することが重要であり、その上で、人材・資金を最大限有効活用するべく、近い将来統合すべきであるとされた。これらを踏まえ、以下のような改正案が規定されている。

政府は、基本方針<sup>24</sup>に基づき、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究（以下「調査研究」という。）に関する基本指針を定めるものとする（推進法改正案第3条の3第1項）。

内閣総理大臣は、調査研究基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。また、内閣総理大臣は、調査研究基本指針に基づき、調査研究を行うものとする（推

<sup>21</sup> 平成28年5月に成立した改正JBIC法によって期待収益は見込まれるがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う「特別勘定」が追加された。

<sup>22</sup> 新勘定については、一般会計予算から資本金を支出予定とされる。

<sup>23</sup> 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の委託事業として、国内外の技術動向、社会経済動向、安全保障等の視点から重要技術に関する調査分析を実施することに加え、学位プログラムを含む重要技術に係る人材育成等を行うもの（受託者は、公益財団法人未来工学研究所、国立大学法人東京科学大学及び国立大学法人北海道大学で構成される共同提案体）。

<sup>24</sup> 前掲脚注18参照。

進法改正案第3条の3第3項、第3条の4第1項)。

内閣総理大臣は、RIETIに調査研究に関する業務の一部を行わせることができる(進法改正案第3条の4第2項)<sup>25</sup>。

## イ 官民協議会

提言では、「官民連携を強化するに当たり、法定の枠組みとして情報の取扱いを定めることで、政府側から民間企業等に対し、幅広い情報を提供することが可能」になり、「政府側からの情報提供だけでなく、関係事業者側からの情報提供に対するハードルが下がり、更なる官民連携の促進につながることを期待される」とし、官民協議会に求められる情報の取扱いについて、「守秘義務を課すことにより、より機微度が高い情報を関係事業者に提供することが可能となる」ことから、「民間事業者等から参加する個人にも国家公務員と同等の罰則を伴う守秘義務を課すべきである」としている。また、提言では、「シンクタンクの調査研究により得られた知見を、官民協議会の枠組みを通じて民間事業者にも提供し、また官民協議会の議論を通じて浮かび上がってきた事業者の問題意識等をシンクタンクの調査研究に活かすという相乗効果が期待されることから、官民協議会はシンクタンクと密に連携することが望ましい」とされた。これらを踏まえ、以下の改正案が規定されている。

内閣総理大臣は、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止のための情報共有及び対策に関する官民協議会を組織するものとする(進法改正案第3条の2第1項)。

官民協議会は、内閣総理大臣、関係行政機関の長、事業者(同意を得たものに限る)をもって構成するとともに、内閣総理大臣は学識経験者等を構成員に加えることができる(進法改正案第3条の2第2項、第3項)。

官民協議会は構成員に対し資料の提供等の協力を求めることができる(進法改正案第3条の2第6項)。

内閣総理大臣はRIETIに官民協議会の運営に関する業務の一部を行わせることができる(進法改正案第3条の2第8項)<sup>26</sup>。

官民協議会の事務従事者に国家公務員と同等の守秘義務を求める(進法改正案第3条の2第9項、第95条第1項第1号)。

## (6) 主な罰則

### ア 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会関係

①RIETI等の役職員又はこれらの職にあった者、②官民協議会の事務従事者又は従事していた者が、不正に秘密の漏えい又は盗用を行った場合には1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する(進法改正案第95条第1項第1号)。

<sup>25</sup> 当該業務を行うRIETIの役職員に国家公務員と同等の守秘義務を求めることとしている(進法改正案第3条の4第5項、第95条第1項第1号)。

<sup>26</sup> 内閣総理大臣は、調査研究を行うものとし、その一部をRIETIに行わせることができることとしていることから(進法改正案第3条の4第1項、第2項)、RIETIは官民協議会においてシンクタンクの知見を生かすことができるとされる。

## イ 重要な海外事業の促進関係

認定特定海外事業者が、認定特定海外事業計画の実施状況等に関する報告又は資料の提出要求に対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合には30万円以下の罰金に処する（推進法改正案第96条第4号）。

### （7）施行期日

一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、先端的な重要技術の開発支援、基幹インフラ制度運用の改善の一部（（2）イに記載の事例）については公布の日から起算して1月を経過した日から施行、重要な物資の安定的な供給の確保、総合的な経済安全保障シンクタンク、官民協議会等については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行、特定社会基盤事業への医療分野の追加については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行と規定されている（附則第1条）。

## 4. 法案に係る主な論点

今般の改正法案は、推進法制定後、初めてとなる抜本的な法改正と位置付けられる。以下では、その主な論点について整理する。

### 【重要な物資の安定的な供給の確保に係る論点】

- ① 改正案では、サプライチェーン強靱化のため、重要な物資そのものだけでなく、当該物資の供給に不可欠な役務も支援対象とされることとなるが、光海底ケーブルの敷設・保守に係る取組や人工衛星の打上げに係る取組の他には、どういった役務が支援対象として想定されるのか。対象とする役務の定義や基準を民間事業者に分かりやすく納得感が得られる形で示すことが重要であるが、どのような定義や基準を考えているのか。
- ② 特定重要物資の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合等の措置において、主務大臣が関係者（特定重要物資等の供給事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者、特定重要物資等の供給に関わる事業者の団体、金融機関、投資家等）に対し、資料や情報の提供等の必要な協力を求めることができるとしているが、政府はどのようにして本規定の実効性を高めていくのか。

### 【基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に係る論点】

- ③ 特定社会基盤事業者に特定機能病院を指定することに対し、指定された特定機能病院が特定重要設備を導入することによる過度の負担や経営基盤への影響、医療機関におけるサイバー関係の知識や人材の不足などを懸念する指摘がある<sup>27</sup>。地域医療提供体制への影響を踏まえつつ、上記指摘を勘案した指定の進め方が課題になるのではないかと。
- ④ 基幹インフラ制度には支援の枠組みは特設設けられていないが、指定された特定機能病院が特定重要設備を導入することによる経営基盤への影響等を踏まえ、指定される特定機能病院に対する国の支援の在り方が課題になるのではないかと。

<sup>27</sup> 有識者会議（推進法改正に関する検討会合（第2回）議事要旨（令7.12.4））を基に記載。

- ⑤ 医療分野や一般港湾運送事業分野では、サイバー攻撃が発生してから基幹インフラ事業の対象に追加する法改正が行われることになる。この点に関し、「インシデントが発生したことを受けて事後的に特定社会基盤事業に追加するようなボトムアップのアプローチだけではなく、トップダウンのアプローチが求められるのではないか」等の指摘があるが<sup>28</sup>、今後の対象分野の追加の検討の進め方が課題になるのではないかと。

#### 【先端的な重要技術の開発支援に係る論点】

- ⑥ 「科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）では、K Programを着実に推進するとともに、今後、経済安全保障上の重要技術領域及びその考え方、本プログラムの中間評価結果等を踏まえ、後継プログラムの在り方を検討するとされており<sup>29</sup>、今後の特定重要技術の育成の進め方が課題になるのではないかと。
- ⑦ K Programは比較的1件当たりの金額が大きいという側面もあり、中小企業やスタートアップの参加の割合が低くなっている<sup>30</sup>。多様な研究実施主体がより経済安全保障に資する取組を行えるようにするため、新たな指定基金などによって行われる特定重要技術の研究開発等において、その在り方が見直されるべきではないかと。

#### 【重要な海外事業の促進に係る論点】

- ⑧ 海外事業への支援措置としては、これまでもJ B I C等の政策金融機関や官民ファンドによる出資等が実施されてきているが、新たな支援策はこれらとどのようにすみ分けを図っていくのか。
- ⑨ 経済安全保障の推進という名目で、海外事業の支援に傾注し過ぎて、国内産業の空洞化を招来することは本末転倒であり、海外事業支援を通じた国内企業のメリット享受をどのように実現していくのか。
- ⑩ 無限定な民間支援の防止の観点から、政府として、指針等で対象となる事業の基本的な考え方を分かりやすく示すことが重要ではないかと。また、大企業のみならず、中小企業が認定特定海外事業者となるために、政府としてどのような支援をしていくのか。
- ⑪ J B I Cは劣後出資等によって積極的にリスクテイクを行うこととなるが、その際には、損失リスクの許容範囲を広げた投資の適切性や透明性の確保が課題となるのではないかと<sup>31</sup>。国が損失リスクを負ってでも経済安全保障上重要であり、支援すべきとの判断基準が重要となろうが、それは改正案成立後に政令で示されることになるのか。これらの点については、特定海外事業の促進に関する主務大臣である内閣総理大臣と財務大臣が責任を負うということになるのか。また、新勘定については、一般会計予算から資本金を支出予定とされているが、どのようにして財政規律を確保していくのか。
- ⑫ 令和7年9月、日本が半導体等の分野において、5,500億ドルを米国に投資することを内容とする投資イニシアティブに関し、日米の了解覚書が取り交わされたことを受け、同年10月には、J B I Cに「日本戦略投資ファシリティ」が創設され、日本企業の海外

<sup>28</sup> 高市早苗『日本の経済安全保障』（飛鳥新社、2024年）330頁～331頁

<sup>29</sup> 同計画46頁～47頁。

<sup>30</sup> 有識者会議（推進法改正に関する検討会合（第1回）16頁（令7.11.27））。

<sup>31</sup> 『朝日新聞』（令8.3.4）

展開等を支援することとされた。こうした中、本法案によって新たな業務が更に追加されることになるが、J B I Cの人員や予算、部署の改編にはどのような影響があるのか。

#### 【総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会に係る論点】

- ⑬ 経済財政運営と改革の基本方針（以下、「骨太の方針」という。）では、シンクタンクについて、推進法制定前の「骨太の方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）から6年続けて言及がある。政府が推進法に基づくシンクタンクとして当初想定していたのは、重要技術戦略研究所（仮称）的なものであると思われる<sup>32</sup>が、「骨太の方針2025」では「総合的なシンクタンク機能を含む対応の強化」と記載され、これが今般の改正案につながっている。総合的な経済安全保障シンクタンクと重要技術戦略研究所（仮称）が併存することの意味や両者の調査研究対象に重複部分はないか等について政府は説明する必要がある。また、提言では、「人材・資金を最大限有効活用するべく、近い将来統合すべきである」とされているが、政府はこの点についてどのような展望を持っているのか。
- ⑭ 総合的な経済安全保障シンクタンクのスタート時及び将来的な人員規模はどの程度を想定しているのか。また、国家安全保障局等とはどのような連携を図っていくのか。
- ⑮ 官民協議会を真に実効性あるものとしていくためには、協議会が官のみならず民にとっても参加するメリットがあることを明確にしていく必要があり、そのためには、協議会で議論するテーマの適時・適切な設定や、シンクタンクとの効果的な連携が課題になるのではないか。
- ⑯ 自由で公正な競争は必要であるが、その一方で経済安全保障の重要性が増していることを踏まえ、公正取引委員会は、令和7年11月20日に「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法<sup>33</sup>上の基本的な考え方」及び「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集<sup>34</sup>」を公表した。これらは、官民協議会において実効性ある情報交換や意見交換が行えるようにする上で資するものとなるのか。

## 5. おわりに

今般の改正案では、附則第7条において施行後3年を目途とした見直し条項が盛り込まれた。他方、データセキュリティに関する規律については、有識者会議で検討が行われたものの、引き続き丁寧に検討を行うことが必要であるとされた。こうした残された課題に適切に対応するとともに、官民協議会等を通じた官民連携を深めること等によって、我が国の自律性の向上、優位性・不可欠性の確保を実現させることが求められている。

更には、国際情勢が一層不透明さを増す中で、有事を見据えたエネルギー・食料・医薬品等の確保について不断に検討を続ける必要がある。

（かきぬま しげし、せんずい たけひろ）

<sup>32</sup> 「骨太の方針2020」から「骨太の方針2024」までは、「重要技術の育成」、「安全・安心に関するシンクタンクの設定を目指す」といった文言が並んでいる。

<sup>33</sup> 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）

<sup>34</sup> 経済安全保障に関連する想定事例として、経済産業省及び国土交通省から提示された15の事例について、公正取引委員会が独占禁止法上の考え方を示すもの。